

長野市移住・定住情報発信事業業務委託仕様書

1 業務委託名

長野市移住・定住情報発信事業業務委託

2 業務目的

長野市への移住を検討している者に向けて、移住することの魅力や長野市で暮らすことのリアルな姿を届けることにより、移住先の候補地として本市を検討してもらうきっかけ作りを行う。また、市外に向けて周知を図る。

3 業務概要

情報誌（Web上で閲覧できるデータ化されたもの）（以下「情報誌」という。）及びその概要版の作成をする。なお、概要版は、移住フェアやセミナー等での移住相談業務を行う際に使用するもの

4 委託内容

- (1) 情報誌及び概要版の作成・印刷
企画、取材、写真撮影、デザイン、編集（レイアウト等）、文章作成、校正、印刷製本等、作成に係る業務一式を行うものとする。
- (2) 情報誌の効果的な発信
- (3) その他情報誌及び概要版の作成に必要な事項

5 業務内容

- (1) 情報誌の作成
 - ア ページ数 40 ページ以上（表紙及び裏表紙含む）
 - イ 色 フルカラー
 - ウ 掲載すべき項目・内容
 - (ア) 長野市の基本情報（地理、交通アクセス等）
 - (イ) 市の特徴や魅力の紹介
 - (ウ) 移住者が利用できる支援制度
 - (エ) 地域別の生活スタイルの違い（例：生活費、住環境、冬の生活）
 - (オ) 移住までのステップの紹介（例：情報収集→訪れる→相談する等）
 - (カ) 2人以上の先輩移住者のインタビュー
 - (キ) 2ページ以上の子育て世帯・若者に向けた特集ページ
 - (ク) その他業務目的が達成できると見込める内容
 - エ 留意事項

- (ア) 上記ウの (ア) から (キ) は必ずしも 1 ページとしなくてもよい。
- (イ) 掲載内容について、意図や理由を明確にしておくこと。
- (ウ) データの納品は NAGANO ebooks に掲載可能な仕様であるもの
(<https://www.nagano-ebooks.jp/>)
- (エ) 発行以降の制度等の変更をふまえ、移住者が利用できる支援制度（上記ウ (ウ)）は二次元コード等を効果的に用いて長野市ホームページ等との連携をすること。
- (オ) 各施設及び関係者への取材・写真撮影の協力依頼及び掲載内容確認については、受託者が行うものとする。
- (カ) 掲載する写真やイラスト等は、著作権に十分に留意したうえで原則として受注者が作成、撮影、保持しているものを使用すること。

(2) 概要版の作成

- ア 規格 B5 判（横 182 mm×縦 257 mm）、中綴じ
- イ ページ数 12 ページ（表紙及び裏表紙を含む）
- ウ 紙質 上質紙 90 kg 程度（表紙及び裏表紙を除く）
- エ 色 フルカラー
- オ 部数 2,000 部
- カ 掲載すべき項目・内容
 - (ア) 長野市の基本情報（地理、交通アクセス等）
 - (イ) 市の特徴や魅力の紹介
 - (ウ) 移住者が利用できる支援制度
 - (エ) 地域別の生活スタイルの違い（例：生活費、住環境、冬の生活）
 - (オ) 移住までのステップの紹介（例：情報収集→訪れる→相談する等）
 - (カ) 2 ページ以上の子育て世帯・若者に向けた特集ページ
 - (キ) その他業務目的が達成できると見込める内容

キ 留意事項

- (ア) 移住相談業務に適したものであって、情報誌から抜粋する。
- (イ) 上記 (ア) ～ (オ) は必ずしも 1 ページとしなくてもよい。
- (ウ) 発行以降の制度等の変更をふまえ、移住者が利用できる支援制度（上記カ (ウ)）は二次元コード等を効果的に用いて長野市ホームページ等との連携をすること。
- (エ) 各施設及び関係者への取材・撮影の協力依頼及び掲載内容確認については、受託者が行うものとする。
- (オ) 掲載する写真やイラスト等は、著作権に十分に留意したうえで原則として受注者が作成、撮影、保持しているものを使用すること。

(3) 情報誌の発信

- ア 東京圏を主としながら、県外に在住する若者や子育て世帯に向けて情報誌を目にする機会を確保するため、広く告知・周知を行うこと。

イ どのような媒体を活用し、どのような方法で告知及び周知するのかを具体的にするとともに、その理由を付すこと。

ウ 発信の効果や範囲等が分かる数値（KPI）を設定すること。なお、複数の KPI を設定してもよい。

（参考）上記イの媒体の活用例は、次のとおり

- ・ SNS 広告を展開し Web 上で情報紙を閲覧するよう誘導する。
- ・ ラジオ、テレビ等のメディアで情報誌を取り上げ、内容を紹介する。
- ・ 情報紙を印刷し紙媒体として、首都圏等の書店で配布したり、美容院やカフェなど若者が集まる施設に設置する。
- ・ 移住に関する雑誌の広告に情報誌の概要を掲載する。
- ・ 読者アンケートを実施し、回答者にプレゼントを贈る。
- ・ 電車内のつり革で広告する。
- ・ ターミナル駅などで広告付きポケットティッシュを配布する。
- ・ インフルエンサーが情報誌を取り上げ、内容を紹介する。
- ・ 情報誌に AR（Augmented Reality）機能を持たせるなど、付加価値を付けて話題性を呼ぶ。

6 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

7 事業費の上限額

6,600,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※事業費の上限は、本市の令和 7 年度当初予算に基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。

8 成果物

- （1）情報誌 PDF データ
- （2）概要版 紙 2,000 部及び PDF データ
- （3）実績報告書 2 部

9 著作権

（1）本業務によって発生した著作・制作物にかかるすべての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、発注者に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障がないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。但し、著作・制作物の著作権のすべてを発注者に帰属させることにより、業務の効果を十分に得られない可能性がある場合は、著作・制作物の

内容や仕様に応じ発注者、受注者、著作制作者及びその他関係者によりその扱いを協議し、決定するものとする。

- (2) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決すること。

10 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

(2) 情報セキュリティ要件

受注者は、この契約による業務を行うため、別紙2「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

11 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、「情報誌及び概要版の作成に係る企画」とする。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

12 その他

- (1) 受注者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 受注者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、本仕様書に記載されていない事項については、必要に応じて、発注者の指示に従わなければならない。